
8. 国際刑事裁判所（ICC）と日本：多層化する国内アクターと関与構造の変容*

太 清伸

* 本論文は筆者個人の見解に基づくものであり、所属組織を代表するものではない。なお、本論文の発表にあたっては、ICC 職員規則 101.7(b)に基づく所定の手続きを経ている。

要旨

本稿は、国際刑事裁判所（ICC）をめぐる日本の様々なアクターの関与を、ローマ規程採択前後から現在まで四つの時期に区分し、その形態と重点の変化を歴史的に整理・分析する。とくに 2019 年以降、ICC の活動対象の拡大や政治的圧力の顕在化といった活動環境の変化を背景として、日本における ICC への関与が再び活性化し、相互に連動する形で関与の在り方が広がっている点に着目する。本稿は、こうした変化を通じて、日本における ICC 関与の構造が質的に転換しつつあることを明らかにする。

キーワード：国際刑事裁判所（ICC）、日本国内のアクター、関与構造、市民社会、アカデミックネットワーク

1. はじめに

2025 年 12 月 1 日、第 24 回 ICC ローマ規程締約国会議（ASP）において、赤根智子所長は自身のオフィスにある老子の書「大象無形（極めて大きな現象は形を持たないの意）」に言及して次のように述べた。「私

—

達人類は、目の前にあるものに意識を向けがちで、その結果として、より大きな視野や、本質的に重要な事柄を見ることを怠ってしまいます。私は、皆様に、私達の仕事を支える大いなる像、すなわち人類のための大義と正義に目を向けて頂きたいと、謹んで申し上げます。それには境界はなく普遍的なものなのです¹。

本研究プロジェクトのタイトルが示すように、確かに現在 ICC は「国際政治の荒波」にさらされて、様々な「危機」に直面している。目の前にある「危機」の中には、ICC の裁判官や検察官を対象とするものも組織を対象とするものも含まれている。そして、これらは ICC という組織自体の存続にかかわってくるとも見えるかもしれない。他方で、二度の世界大戦と冷戦という「国際政治の荒波」を経た結果、設立されたのも常設の国際刑事司法制度である ICC であった。今日においても、ICC が「国際政治の荒波」にさらされているからこそ、ICC に関与し、さらに支持・支援を行う動きも、国家および非国家アクターの双方において多様化した形で観察されている。

本稿は、日本における ICC 研究において十分に検討されてこなかった、ICC に関与する国内アクターに焦点を当て、その歴史的変遷や傾向性を整理・分析することを目的とする。各アクターが公表している資料をはじめとする、一般的に公開されている情報を主たる資料として用い、日本においていかなる主体が、いかなる立場・論理に基づき、ICC に関与してきたのかを歴史的に検討する。本稿が明らかにしようとするのは、近年、ICC に関与・支援する日本国内のアクターが多層化（政府・国会議員・市民社会・弁護士会・学術機関、メディア等）し、それらが相互に連動しつつある状況である。さらに、こうした動きの一部が ICC との関係性の中で制度化されつつある現状についても検討する。本稿は、日本における ICC の関与構造の変

¹ “Statement by H.E. Judge Tomoko Akane, President of the International Criminal Court, at the 24th Session of the Assembly of States Parties,” 1 December 2025 <https://asp.icc-cpi.int/sites/default/files/asp_docs/ASP24-STMT-PICC-ENG.pdf> (accessed 7 December 2025).

容とも呼ぶべきこうした動向の背景と要因について、ICC の現況を視野に入れつつ検討したい。

分析上、本稿では、以下の四つの時代区分を設定する。すなわち、(1) 1998 年 7 月のローマ規程採択まで、(2) 採択から 2007 年 10 月の日本のローマ規程加入まで、(3) 加入から 2018 年頃まで、(4) 2019 年から現在まで、である。これらの時代区分における ICC の活動状況も概観しながら、各時期において日本国内のいかなるアクターが、いかなる形態で ICC に関与してきたのかを検討していく。

2. ローマ規程採択と日本（1990 年代前半から 1998 年）

常設の国際刑事裁判所を設立するという視点は、第一次世界大戦後からその萌芽が見られたが、実際に本格的な設立条約の起草作業が始まったのは 1990 年代前半であった。国連国際法委員会（ILC）は 1990 年代初頭に ICC 規程案に再着手し、1994 年に規程草案を国連総会に提出した。その後、総会は 1994 年に特別委員会の設置に関する決議を採択し、1995 年には条約交渉に向けた準備委員会（PrepCom）の設置を決定した。PrepCom は 1996 年から 1998 年にかけて政府間交渉を重ね、1998 年 4 月に草案を完成させた。

日本政府は、国連総会第六委員会（法務）および PrepCom の協議に参加して ICC 設立条約に関する議論に関与したが、より重要な役割を果たしたのは、1998 年 6 月 15 日から 7 月 17 日にかけてローマにおいて開催された国際刑事裁判所の設立に関する国連全権外交使節会議においてであった。同会議に日本政府は、小和田恆全権大使を代表とし、法務省の検事や顧問の国際法学者らで構成される政府代表団を派遣し、

日本は副議長国の一つとなった²。7月17日にローマ規程は賛成票120、反対7、棄権21で採択され、日本政府は賛成票を投じた。

小和田は、「ICCの成立によって、我々が直面している悲惨な状況をできるだけ実効的に解決することを目指すのであれば、理想主義派の理想を目標としては追求しつつも、それを現在の国際システムの中で可能な範囲で如何に最大限実現するかというアプローチが求められているのではないだろうか」と述べ、当時を振り返り、「現在の与えられた状況の中で期待しうる最上の(optimum)成果に結実させることに努力した」と、日本政府としての立場を説明した。また、その一例として、ローマ規程124条の「経過規定」への関与を挙げている。同規定はICCの管轄犯罪の一つである戦争犯罪に対して、その管轄権行使を7年間猶予することを認めるものであった。この規定に関し小和田は「その結果、複数の安保理常任理事国を含む一定数の会議参加国が最終的にICC規程採択に賛成票を投ずることに方針を決定したと信すべき理由がある」と述べた³。

なお、ローマ会議およびローマ規程の採択のプロセスにおいては、市民社会が大きな貢献をしたと指摘されている。1995年、世界連邦運動(World Federalist Movement: WFM)のウィリアム・R・ペイス(William

² 中内康夫『国際刑事裁判所(ICC)ローマ規程批准の意義と課題』参議院立法調査資料(2007年4月6日)。小和田恆「国際刑事裁判所設立の意義と問題点」『国際法外交雑誌』98巻5号(1999年12月)、571-600頁。

³ 小和田、前掲論文。本規定は2015年のローマ規程締約国会議において削除が全会一致で採択されたが、締約国の8分の7の批准という改正要件が満たされていないため、同規定は存続している。なお、2025年にローマ規程を批准したウクライナにおいても、批准に際して同規定が強調されている。Andreas Zimmermann, "There's life in the old dog yet ...,' or: the news of the death of Art. 124 Rome Statute were premature," EJIL: Talk! (20 August 2024) <<https://www.ejiltalk.org/theres-life-in-the-old-dog-yet-or-the-news-of-the-death-of-art-124-rome-statute-were-premature/>> (accessed 7 December 2025).

R. Pace) を中心として、国際法律家委員会、アムネスティ・インターナショナル、ヒューマン・ライツ・ウォッチ、地球規模問題に取り組む国際議員連盟 (Parliamentarians for Global Action: PGA) 等と合同で ICC のための連盟 (Coalition for the International Criminal Court: CICC) を立ち上げ、市民社会のアンブレラ組織として機能し、ローマ規程の採択に積極的な貢献を行った⁴。CICC 傘下にある個別の NGO は、国際法・比較法・実務に関する専門知識を用いて条文交渉の細部に関与した。これらの NGO は政策提言や各国代表へのブリーフィングを行い、法務専門家に乏しい小規模国家や途上国を支援した。その結果、各国政府の代表は NGO の調査・研究を参照しつつ規程案を提示し、国際刑事裁判所設立規程の議論に反映させたと言われている⁵。

日本においても世界連邦運動の日本支部 (WFM Japan) が、1997 年に国際刑事裁判所問題日本ネットワーク (JNICC) を組織し事務局機能を担った。JNICC は CICC のニューズレターの翻訳や広報小冊子の作成などを通じて、ICC に関する情報発信を開始するようになっていった⁶。また、WFM Japan および日本弁護士連合会は 1998 年 7 月ローマ会議に対してオブザーバーとして参加をした。

⁴ Benjamin N. Schiff, *Building the International Criminal Court*, (Cambridge University Press, 2008)

⁵ フィオナ・マッケイ (河島さえこ訳) 「国際刑事裁判所設立における NGO の役割」城山英明、石田勇治、遠藤乾『国際刑事司法の役割と課題 紛争現場からの平和構築』(東進堂、2007 年)、158-165 頁。

⁶ 植木光教 (元参議院議員・世界連邦運動協会会長)、新倉修 (弁護士・元青山学院大学教授) が共同代表であった。ジェファーソン・プランティリア「国際刑事裁判所 (ICC) ローマ規程の意義」『ヒューライツ大阪』ニューズレター (2001 年 11 月) <<https://www.hurights.or.jp/archives/newsletter/section2/2001/11/post-59.html>> (accessed 7 December 2025).

3. ローマ規程加入までの日本の関与（1998年から2007年）

1998年7月に採択されたICCローマ規程は、60か国の批准を経て2002年7月1日に正式に発効した。同年9月の第1回締約国会議において手続証拠規則を含む様々な規則が作成されたのち、2003年には裁判官、首席検察官、書記が選出され、ICCは活動を開始していった。2004年にはウガンダ、コンゴ民主共和国、中央アフリカ共和国の事態が自国により付託され、また2005年にはスーダンのダルフルの事態が国連安全保障理事会の決議により付託され、ICCの検察局は順次、捜査を開始していった。

日本政府においては、国内法整備の必要性を根拠にローマ規程への署名・批准が見送られたが、その後も、政府内検討を継続しつつ、ICC締約国会議にはオブザーバーとして参加を続けた。この時期、市民社会および国会議員連盟によるICC加盟促進へのアドボカシーは、次第に高まりを見せていった。

1998年7月のローマにおける全権外交使節会議への参加を契機として、ICCへの関わりを始めた日弁連は、会議への参加を通して、ICC設立への期待が諸国家のみならず多くのNGOや市民社会組織によって支えられていること、とりわけ世界的な法の支配を推進する各国の法律家がこの試みを支えていることを実感することとなったという⁷。その後、日弁連はローマ規程に関する検討を進め、2002年には「国際刑事裁判所への日本の積極的参加を求める決議」を採択した⁸。

なお、CICCは、2003年のICCの活動開始以降も、ICCを支援する国際NGOの調整主体として、締約国

⁷ 東澤靖「国際刑事裁判所 日弁連としてのかかわりからみえる課題」『法律のひろば』2007年9月号、38-47頁。

⁸ 日本弁護士連合会「国際刑事裁判所への日本の積極的参加を求める決議」（2002年10月3日）『日本弁護士連合会 意見書』<https://www.nichibenren.or.jp/document/opinion/year/2002/2002_16.html> (accessed 7 December 2025).

会議を中心に、ICC 書記局、とりわけ広報・アウトリーチ機能を担う部局との間で、継続的な情報共有および協力関係を有してきた。また、裁判官および検察官の選挙や書記の選出に際しては、候補者への質問票の実施や選考基準の提示を通じ、市民社会の立場から選挙プロセスの透明性と質の向上を図る役割を果たしてきた。これらの活動はいずれも、選挙権や指名権を伴うものではないが、ICC の運営を支える環境形成という補完的役割に位置づけることも可能であろう。

日本においては、CICC 傘下の市民社会組織が、ICC に関する理解促進活動に加え、ローマ規程加入に向けたアドボカシー活動を加速させていく。アムネスティ・インターナショナルは、締約国の少ないアジアの国々に焦点を当てながら、ローマ規程および ICC に対する啓発、市民社会への働きかけ、そして政府に対してのロビー活動を行うようになると、アムネスティ日本もその動きに呼応するようになっていった。また、同時並行的に、国際人権連盟（FIDH）も 2003 年 10 月に日本を限定としたアドボカシーを行い、JNICC との連携を呼び掛けた⁹。

他方、PGA は 2001 年から、日本の国会議員を巻き込んだ形で、ICC 加盟促進運動を展開していく。2006 年頃になると外務大臣、法務大臣経験者を中心として ICC 加盟のための議員連盟が自民党に作られ、公明党、民主党なども交え、超党派で協力するようになった¹⁰。また国会審議においては、ICC 加盟問題が徐々に取り上げられるようになっていった。

⁹ International Federation for Human Rights (FIDH), “Universal Ratification Campaign,” <<https://www.fidh.org/en/issues/international-justice/international-criminal-court-icc/Universal-Ratification-Campaign,474>> (accessed 7 December 2025).

¹⁰ 自民党の高村正彦、柴山昌彦、公明党の遠山清彦、民主党の犬塚直史、江田五月、若林秀樹などが日本のローマ規程への加入に積極的に携わったと指摘されている。藤末健三「日本の外交戦略を斬る～国際刑事裁判所加盟が意味すること～」東洋経済オンライン（2006 年 12 月 8 日）<<https://toyokeizai.net/articles/-/307>> (accessed 9 December 2025).

さらに 2006 年 12 月には、PGA 世界総会が東京の憲政記念館で開かれ、「ICC の活動および法の支配を推進する国会議員諮問会議」という位置づけで、日本を含む 26 か国から 165 名の国会議員（内 49 名が日本の国会議員）他、緒方貞子 JICA 理事長、フィリップ・キルシュ（Philippe Kirsch）ICC 所長が参加した¹¹。同会議においては「人間の安全保障・法の支配・国際刑事裁判所に関する東京宣言」が採択され、「ICC が、その存在自体およびその使命の遂行を通じて、世界の法の支配を強化し、さらには人間の安全保障の実現に大きく貢献していることを認識」し、特にアジア・オセアニア地域における加盟促進のために努力することを決意した¹²。このように CICC 傘下の PGA および議員連盟の活動は日本政府と国会にローマ規程加入への機運を高める一翼を担ったともいえる。

日本政府においては、当時の安倍晋三首相が 2006 年 10 月 13 日参議院予算委員会中に、翌 2007 年中にローマ規程への締約を目指すと発言し¹³、2007 年 2 月 27 日に政府は「国際刑事裁判所に関するローマ規程の締結について承認を求める件」および「国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律案」を国会に提出した。2007 年 3 月 28 日に衆議院外務委員会は両案を全会一致で可決し、続く 3 月 29 日の衆議院本会議でも承認案・法案は可決された。参議院でも外交防衛委員会にて審議が行われ、4 月 26 日に同委員会、4 月

¹¹ Parliamentarians for Global Action (PGA), Consultative Assembly of Parliamentarians for the ICC and the Rule of Law - 4th Session (5 December 2006), <<https://www.pgaction.org/news/28th-annual-forum.html>> (accessed 9 December 2025).

¹² PGA, “28th Annual Parliamentary Forum – Tokyo Resolution,” 5 December 2006, <<https://www.pgaction.org/pdf/pre/2006-12-28th-annual-parliamentary-forum-tokyo-resolution.pdf>> (accessed 12 December 2025).

¹³ 「参議院予算委員会会議録（第 165 回国会・第 3 号）」2006 年 10 月 13 日 <<https://kokkai.ndl.go.jp/#/detail?minId=116515261X00320061013>> (accessed 12 December 2025).

27日の本会議でそれぞれ全会一致で可決された¹⁴。このように国内手続きが整い、日本は2007年7月17日付でローマ規程への加入書を国連に寄託し、10月1日に効力の発生、正式にICCの締約国となった。

4. ローマ規程加盟後の日本の関与（2007年から2018年）

2007年はローマ規程が発効して5年、2018年はローマ規程が採択されて20年という節目ではあるが、この間にICC検察局はケニア（2010年）、リビア（2011年）、コートジボワール（2011年）¹⁵、マリ（2013年）、中央アフリカ共和国II（2014年）、ジョージア（2016年）、ブルンジ（2017年）の事態に対する捜査を開始していった。このうち、リビアは国連安全保障理事会の決議による付託、マリ、中央アフリカ共和国IIは自国による付託、それ以外は検察官の職権（*proprio motu*）による捜査開始の申請に対する予審裁判部の許可によるものであった。2018年までに有罪判決は、コンゴ民主共和国の2件およびマリ1件の3件に対してなされた。なお、中央アフリカ共和国のジャンピエール・ベンバの事件は2016年3月12日に第一審で有罪判決がなされたが、2018年6月8日に上訴審において破棄されている¹⁶。

また、この時期において、ローマ規程123条1項に基づき、第1回のローマ規程の検討会議が2010年5月31日から6月11日かけて、ウガンダの首都カンパラで行われた。このカンパラ検討会議において、

¹⁴ 衆議院「委員会提出議案一覧（第166回国会）」
<https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_iinkai.nsf/html/gianrireki/S166_1.htm (accessed 12 December 2025).

¹⁵ コートジボワールがICCの加盟国となったのは2013年であるが、2003年の段階で、ローマ規程12条3項に基づき、ICCの管轄権を受け入れる宣言をおこなっている。

¹⁶ ICC, “The Prosecutor v. Jean-Pierre Bemba Gombo”, <<https://www.icc-cpi.int/car/bemba>> (accessed 12 December 2025).

侵略犯罪の定義および管轄権行使の要件や、非国際的武力紛争（いわゆる内戦）における毒物・窒息性ガス等・拡張弾使用の戦争犯罪化が合意され、ローマ規程の改正が採択された。なお、侵略犯罪については、2017年の第16回締約国会議における管轄権行使承認決定を経て、2018年7月17日からICCの管轄権が発動した。

なお、アフリカ諸国とICCの関係は、スーダンおよびケニアにおける現職の国家首脳に対するICCの手続きやブルンジに対する予備調査、さらにその後の捜査の可能性を背景として一時、緊張状態にあった。2016年10月27日にブルンジ政府は国連事務総長に対してローマ規程からの脱退を通告し（1年後に正式脱退）、2017年1月31日にはアフリカ連合（African Union: AU）が『ICC脱退戦略』を採択し加盟国に対して、同戦略の履行を呼びかけた¹⁷。なおこの時期において南アフリカとガンビアも脱退を通告したが、後に、撤回している。

日本においては、2007年にICCに加入し、最大財政拠出国となったことにより、人事面での貢献も急務となった。日本政府は齋賀富美子人権担当大使を裁判官候補とし、2007年11月30日、同氏は第6回ICC締約国会議における裁判官補欠選挙において、選出された。さらに、2009年1月19日に再選されたが、同年4月24日にハーグにて死去した。その後、尾崎久仁子政策研究大学院教授・外務省参与（前国連薬物犯罪事務所条約局長）は、2009年11月18日に開催された第8回締約国会議の裁判官補欠選挙において選出され、2018年3月まで常勤の裁判官、また2019年の11月まで非常勤の裁判官として活躍した。同氏は、2015年3月から18年3月まで第二副所長として、裁判所長会議（Presidency）に属し、裁判所行政およ

¹⁷ African Union, “Decision on the International Criminal Court”, Assembly/AU/Dec.622 (XXVIII), 23-24 January 2017.

び対外発信活動にも取り組んだ。他方で、被害者に対する支援と賠償を担うことを目的として設立された被害者信託基金（Trust Fund for Victims: TFV）の理事に野口元郎法務省法務総合研究所国際協力部長（前カンボジア特別法廷・最高裁判部国連判事）が2012年12月に選出され、2013年3月のTFV理事会で、理事長に選出。同職を2018年12月まで務めた。また、赤根智子国際司法協力担当大使兼最高検察庁検事は2017年12月4日、第16回締約国会議における裁判官選挙において選出され、2018年3月11日に着任した。

また、日本政府は、アジア地域におけるローマ規程の普遍化への取り組み（universality）という観点から、他のアジア諸国等の加盟を促進する取り組みを行ってきた。2009年3月には、インド・ニューデリーにおいて、アジア・アフリカ法律諮問委員会（Asian African Legal Consultative Organization: AALCO）と共催でICC加盟促進セミナーを開催し、2010年3月には、マレーシア政府およびAALCOとの共催により、ローマ規程検討会議に関する法律専門家ラウンドテーブルを開催した。さらに、2011年7月には、マレーシアで開催されたAALCO主催のローマ規程に関する法律専門家会議に専門家を派遣した。そして、日本政府は次官レベル等においても、インドネシアやシンガポールを含む各国に対し、ローマ規程加入促進の働きかけを行った¹⁸。なお、ブルンジ、ガンビア、南アフリカのローマ規程脱退通告が集中した2016年10月に

¹⁸ 外務省国際法局国際法課「国際刑事裁判所（ICC）と日本外交」（2012年4月）<<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/icc/pdfs/icc.pdf>>（accessed 13 December 2025）。AALCOは1956年に設立された政府間機関で、現在の加盟国は49カ国。アジアからは中国、日本、北朝鮮、韓国、ミャンマー、フィリピン、マレーシアなども含まれる（オーストラリアとニュージーランドはパーマネントオブザーバー）。加盟国から付託される国際法に関するを審議し、適当と認められる勧告を加盟国政府に対して行うこと、法的なインプリケーションを持つ問題に関して意見および情報の交換を行うことを目的としている。インドのニューデリーに事務局機能を擁する。執筆現在（2025年12月）の日本のAALCO委員は中村和彦国際法局長。また、在インド大使、公使もしくは参事官が事務次長を代々勤めており、現在は山田潤参事官が同職を兼務している。なお同氏は、ICCの予算財務委員会（CBF）の委員も兼務する。外務省、「アジア・アフリカ法律諮問委員会（AALCO）の概要」（2025年2月17日）

おいては、外務省が声明を発出し「ICC の活動に、より多くの国の支持と協力が得られるよう、引き続きアフリカ諸国を含む各国と協力していきたい」と述べた¹⁹。このように、日本政府はこの時期において、アジア・アフリカの非加盟国に対して、橋渡しするような努力を志向してきたといえよう。

さらに、日本政府は将来 ICC に貢献するような若手職員の育成にも力を入れるようになった。たとえば、日弁連は外務省・法務省と共催で、中長期的な視野で国際分野の関心を持つ法曹界の人材を増やすため、「国際分野のスペシャリストを目指す法律家のためのセミナー」を 2010 年より開催するようになった²⁰。さらに 2016 年 1 月 26 日、日本政府は ICC との間でジュニア・プロフェッショナル・オフィサー (JPO) 派遣取り決めに署名をし、若手日本人を、外務省の経費負担により原則 2 年間、ICC に派遣することが可能になった。また、2017 年以降、法務省は検事を ICC の裁判部に対して、客員専門家として定期的に派遣するようになった。

市民社会の活動については、2007 年の日本の ICC 加盟という大きな区切りを迎え、2008 年においては積極的な活動を行っていたものの、徐々に活動の規模が収束していく。PGA は、2008 年 5 月 14 日に国会議事堂内の参議院会議室において、「ICC と保護する責任に関する戦略会合」を開催した。この会合は、欧州委員会、欧州連合、スイス、オランダ政府の支援を受け、特にダルフルおよびチベット情勢について議論を行った²¹。他方でその後、ICC に関連する PGA の日本における活動に関しては下火となっていったと考

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/shihai/aalco_gai.html> (accessed 15 December 2025)

¹⁹ 外務省「アフリカ諸国による国際刑事裁判所 (ICC) からの脱退発表について」(2016 年 10 月 26 日)
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/ila/ila/page3_001860.html>(accessed 15 December 2025).

²⁰ 日本弁護士連合会「国際分野のスペシャリストを目指す法律家のためのセミナー」(2010 年 8 月)
<<https://web.archive.org/web/20100627184356/https://www.nichibenren.or.jp/ja/event/100825.html>>
(accessed 13 December 2025).

²¹ PGA, “Strategy Meeting on the International Criminal Court (ICC) and the Responsibility to Protect

えられる。

CICC の日本支部ともいべき機能を持っていた JNICC は、締約国会議のフォローなどを続けてきた。例えば、2008 年 11 月 4 日、第 7 回締約国会議の初日において、CICC 主催の「アジア・太平洋地域政府・NGO 非公式会合」が行われ、JNICC は、CICC の意向を受けて発言し、日本政府に対して、ICC の財務予算委員会（Committee of Budget and Finance: CBF）による次年度の予算増額案の受け入れへの期待の表明や、唯一の被爆国として核兵器の使用・威嚇を ICC の管轄犯罪の構成要件に含めるよう呼びかけた²²。その後も JNICC は ICC の活動について、フォローを行っていたものの、2015 年以降、発信活動が見られなくなっていった。

これは、日本の ICC 加盟という主要目標の達成により、日本国内におけるアドボカシーの動機構造が相対的に弱まったことが一因として考えられる。加えて、当時のアドボカシー活動が限られた人的ネットワークに依存する側面を有していたことも活動の持続性という観点から一定の制約として作用した可能性があるとも言えよう。

5. ICC の活動環境の変化の時期における日本の関与（2019 年から現在）

5-1 ICC の活動環境の変化

the Civilian Population in Darfur and Tibet” (14 May 2008) <https://www.pgaction.org/pdf/pre/2008-05-14-strategy-meeting-icc-and-responsibility-to-protect-darfur-tibet_agenda.pdf> (accessed on 19 December 2025)

²² JNICC, “【報告】ハーグ ICC 締約国会議、初日から全力疾走しました” (2008 年 11 月 15 日) <<https://jnicc-org-tk05.hatenablog.com/entry/57345303>> (accessed 19 December 2025).

2019 年以降、ICC の活動対象地域が本格的にアフリカの外へと広がっていくこととなった。検察局は、バングラデシュ・ミャンマー（2019 年）、アフガニスタン（2020 年）、パレスチナ（2021 年）、フィリピン（2021 年）、ベネズエラ（2021 年）、ウクライナ（2022 年）の事態について捜査を開始する一方、中央アフリカ、ケニア、ウガンダ、ジョージアの捜査を 2022 年から 2023 年の間に縮小・終結させていった。バングラデシュ・ミャンマー、アフガニスタン、フィリピンに関しては、検察官の職権による捜査開始の申請に対する予審裁判部の許可が起点となり、パレスチナについては自己付託、ベネズエラおよびウクライナについては、複数の ICC 加盟国による付託がなされた。なお、ミャンマーおよびウクライナにおいては非締約国ではあったが、前者は捜査対象となる犯罪の一部がバングラデシュであった点、後者はウクライナが ICC の管轄権を受け入れる宣言を行ったため、ICC の捜査対象地域となった。なおウクライナは 2025 年 1 月 1 日付で ICC 締約国となった。

他方、フィリピンは、2018 年 3 月 17 日に ICC からの脱退通告を国連事務総長に対して行い、2019 年 3 月 17 日脱退が正式発効した。ハンガリーは 2025 年 6 月 2 日付で脱退通告、ブルキナファソ、マリ、ニジェールにおいては共同で同年 9 月 22 日に ICC からの脱退の表明をおこなった²³。ただし、上記、アフリカのサヘル諸国同盟 3 か国については、国連事務総長に対する脱退通知が確認できていない。

2019 年から現在にいたるまで、第一審裁判部はコンゴ民主共和国、ウガンダ、マリ、中央アフリカ共和国 II、そしてスーダン・ダルフル地方の事態における計 5 つの事件に関して有罪判決を出した。また、こ

²³ UN Secretary-General, Depositary Notification, Rome Statute of the International Criminal Court, Hungary: Withdrawal, C.N.225.2025.TREATIES-XVIII.10 (2 June 2025); Radio France Internationale (RFI) “Le Mali, le Niger et le Burkina se retirent de la CPI : quelles conséquences ?,” (23 September 2025) <<https://www.rfi.fr/fr/afrique/20250923-le-mali-le-niger-et-le-burkina-se-retirent-de-la-cpi-quelles-cons%C3%A9quences>> (Accessed 28 December 2025)

の時期には非締約国に関連する事態についても進展が見られ、スーダン・ダルフルの事態においては 2020 年に、フィリピンおよびリビアにおいては 2025 年に、締約国・非締約国を含めた協力により、被疑者の身柄確保とハーグへの移送がなされた。

なお、2018 年より ICC の裁判官となった赤根智子判事は、予審裁判部においてはアフガニスタン、中央アフリカ共和国 II、ウクライナの事態などを担当し、第一審裁判部においては、マリのアル・ハッサンの事件を担当した。同判事は、2024 年の 3 月 11 日に裁判官の互選により裁判所長に選出され（任期は 2027 年 3 月まで）、このことにより司法・法務業務に加え、裁判所行政および対外関係業務という裁判所長会議のマンダートの先頭に立つこととなった。日本のメディアの ICC に対する関心は、2022 年 2 月のロシアのウクライナ侵攻後徐々に高まっていたが、赤根所長の就任とその後の対外発信により、日本における ICC の認知も飛躍的に高まっていったと考えられる。

この時期における ICC の活動の特徴として、ICC 外部アクターとの協力構築の加速化が指摘できる。ICC のスタッフは 950 から 1000 名程度で推移しており、2018 年末に承認された 2019 年度の予算によると裁判部は約 50 名の職員（裁判官 18 名、および非常勤の裁判官を除く）によって構成、検察局は 320 名程度、書記局 550 名程度となっている²⁴。これは同時期の国連事務局の職員数の 30 分の 1、および他の国連の主要基金プログラムの 7 から 15 分の 1 程度であった²⁵。この陣容において、拡大する捜査対象地域に対応す

²⁴ ICC-ASP, “Resolution of the Assembly of States Parties on the proposed programme budget for 2019, the Working Capital Fund for 2019, the scale of assessment for the apportionment of expenses of the International Criminal Court, financing appropriations for 2019 and the Contingency Fund,” ICC-ASP/23/Res.6, 12 December 2018.

²⁵ UN System Chief Executives Board for Coordination, “Personnel by Organization”, <<https://unsceb.org/hr-organization>> (accessed 23 December 2025).

るためには、リソースの選択と集中とのみならず、広く締約国や他の機関とのパートナーシップを模索する必要があったと考えられる。

例えば、2018年に、国連人権理事会によって設立されたミャンマー独立捜査メカニズム（The Independent Investigative Mechanism for Myanmar: IIMM）は、2011年以降にミャンマー国内で行われたジェノサイド、戦争犯罪、人道に対する犯罪に関して、証拠の収集、保存、分析を目的としているが、ICC検察局との連携を行っており、証言を含む証拠とその分析を共有している²⁶。さらに、2022年に日本を含む43か国によって付託されたウクライナの事態に関する捜査では、欧州司法機構（EUROJUST）の後援の下、リトアニア、ポーランド、ウクライナ、エストニア、ラトビア、スロバキア、ルーマニアによる合同捜査チームにICC検察局も参加し、情報の共有などがなされた。また同年、欧州刑事警察機構（EUROPOL）の支援の下、リビアの事態の捜査に関して、ICC検察局、イタリア、オランダ、イギリス、スペインの合同捜査チームが結成された。この動きに並行する形で、2022年の3月には、ICC検察局は締約国に対して、国内当局の専門家を出向者と受け入れる決定を行った。これにより2022年12月現在で66名の出向者が、リビア、パレスチナ、スーダン、ウクライナ、ブルンジ、中央アフリカ共和国、マリの事態に携わっていると報告されている²⁷。

また、この時期より、ICCの捜査、訴追および司法プロセスに対する政治的な圧力や干渉が本格化してくるようになった。ICCの上訴審によりアフガニスタンでの捜査が許可されると、自国民が訴追の対象とな

²⁶ Independent Investigative Mechanism for Myanmar, “ICC – Situation of Bangladesh/Myanmar,” <<https://iimm.un.org/en/icc-situation-bangladeshmyanmar>> (accessed 23 December 2025).

²⁷ ICC Office of the Prosecutor, “Towards a more Just World: Annual Report of the Office of the Prosecutor 2022,” 1 December 2022.

ることを懸念したアメリカの第一次トランプ政権は、2020年6月11日に、当時のファトゥ・ベンソーダ（Fatou Bensouda）主任検察官とその部下1名に対して、大統領令（EO 13928）による制裁を科した。さらに、パレスチナの事態では、ICC 検察局がイスラエルのネタニヤフ首相、ガラント国防相に対する逮捕状の申請を公表した2024年5月以降、米国においてICC への制裁法案に対する機運が高まった。2025年2月6日には、第二次トランプ政権は新たな大統領令（EO 14203）を発し主任検察官に対して制裁を科し、その後、同年6月5日、8月20日、12月18日において制裁対象の追加指定をおこなった。執筆時の12月下旬現在、同政権はカリム・カーン（Karim A. A. Khan）主任検察官、副検察官2名に加え、裁判官8名の合計11名に対する制裁を科している²⁸。なお、ICC 自体を対象とする組織制裁についても間近と考えられている。

他方、ウクライナの事態においては、2023年3月17日にICC の予審裁判部によるプーチン露大統領およびマリア・リヴォワベロワ全権代表（子どもの権利担当大統領）に対する逮捕状の発付を契機として、ロシア連邦捜査委員会は刑事手続きを開始した。同年5月に主任検察官に対する指名手配を皮切りに、赤根智子判事を含む予審裁判部の裁判官3名、当時のピョートル・ホフマンスキ（Piotr Hofmański）ICC 所長、副所長3名を含む計8名の裁判官がロシアからの指名手配の対象となった。2025年12月12日にはモスクワの裁判所において欠席裁判の上、主任検察官、裁判官8名の合計9名に対して有罪判決を言い渡した。刑期は3.5年から15年とされた²⁹。

²⁸ 赤根智子『戦争犯罪と戦う 国際刑事裁判所は屈しない』文春新書（2025年6月）。US Department of State, ICC Sanctions<<https://www.state.gov/icc-sanctions>> (accessed 23 December 2025).

²⁹ Prosecutor General’s Office of the Russian Federation, “A verdict has been handed down in absentia against nine International Criminal Court officials,” 12 December 2025, <<https://epp.genproc.gov.ru/ru/gprf/mass-media/news/main/e8309187>> (accessed 24 December 2025).

その他、ICC は捜査・裁判プロセスに関して、直接的な脅迫や干渉を受けただけでなく、2023 年 9 月に大規模なサイバー攻撃の対象となった。こうした背景から、ICC はセキュリティに関する特別基金を設置し、安全性の高いシステムを構築することを余儀なくされた³⁰。

5-2 多層化する日本の国内アクターの関与

5-2-1. ウクライナに関する日本政府と議員連盟の動き

活動地域の広がり、締約国・国際機関を含む外部連携の強化、および政治的な圧力・干渉の高まりという ICC の活動環境の変化によって特徴づけられるこの時期において、まず、日本政府は、ICC のウクライナの捜査に対して、強い支持を示した。2022 年 3 月 9 日にはウクライナの事態を ICC に付託し³¹、同年 4 月 8 日には岸田文雄首相自らが、「我が国として国際刑事裁判所 (ICC) による調査や国連による独立した調査を支持いたします。我が国の ICC への分担金の支払を前倒しして行うなど、ICC 検察官による戦争犯罪の捜査を後押し」すると述べた³²。また 2023 年 5 月に開催された G7 広島サミットにおいても岸田首相は「法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序を守り抜くこと」を強調、ウクライナに関する G7 首脳声明において ICC に対する支援が明記された³³。2024 年 1 月 11 日には上川陽子外務大臣 (2014 年から 2021 年にかけて断続的に法務大臣を歴任) が ICC を日本の外務大臣として初めて訪問、新設された ICC のセキュリティに

³⁰ 赤根、前掲書。

³¹ 外務省、「ウクライナの事態に関する国際刑事裁判所 (ICC) への付託」
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press3_000751.html> (accessed on 24 December 2025).

³² 首相官邸、岸田内閣総理大臣記者会見、2022 年 4 月 8 日
<https://www.kantei.go.jp/jp/101_kishida/statement/2022/0408kaiken.html> (accessed on 24 December 2025).

³³ 外務省、「G7 広島サミット (概要)」、2023 年 5 月 26 日
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/ec/page4_005920.html> (accessed on 24 December 2025).

関する特別基金への拠出の決定を当時の ICC 首脳に対して表明した³⁴。

なお、2022 年 3 月 25 日には「法の支配を推進するため、司法外交を展開する議員連盟（司法外交議連）」が上川陽子（自民党）会長、北側一雄（公明党）会長代行、中西健治（自民党）事務局長の体制で発足し、同年 5 月 11 日に岸田首相に対して、「ウクライナ情勢を巡る我が国の対応についての緊急提言」を提出し、ICC に対する支援を呼びかけている。

こうした動きと連動する形で、法務省と ICC との関係も強化されていくこととなる。2022 年 4 月、法務省は ICC のウクライナに関する捜査を支援する目的で、検察官 3 名を ICC に派遣、人材面でのニーズに対する聞き取り調査をおこない、夏までに検事 2 名を派遣した³⁵。

さらに、ウクライナに限定されない文脈ではあるが、2022 年 10 月 21 日には ICC と国連アジア極東犯罪防止研修所（UNAFEI、通称アジ研）との間で協力に関する合意が締結された³⁶。UNAFEI は、1961 年に国連と日本政府の合意により設立された国連の地域研修所で、東京都昭島市に設置されている。同組織は、法務省法務総合研究所国際連合研修協力部が国連との協力のもと、犯罪防止および犯罪者の処遇等に関し

³⁴ 外務省、「上川外務大臣とホフマンスキ国際刑事裁判所（ICC）所長との会談」、2024 年 1 月 11 日 <https://www.mofa.go.jp/mofaj/ila/ila/pageit_000001_00185.html> (accessed on 24 December 2025).

³⁵ 日本経済新聞、「政府、ICC への検察官派遣を検討 ロシア捜査の協力探る」（2022 年 4 月 14 日） <<https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUA130JE0T10C22A4000000>>; 法務省、「法務大臣閣議後記者会見の概要」（2022 年 9 月 13 日） <https://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/hisho08_00337.html> (accessed on 24 December 2025).

³⁶ “Agreement between the International Criminal Court and the United Nations Asia and Far East Institute for the Prevention of Crime and the Treatment of Offenders on Cooperation,” 21 October 2022, <https://www.icc-cpi.int/sites/default/files/2024-05/20221021-MoU-with-UNAFEI.pdf> (accessed 22 December 2025).

て、研修・研究・調査を行っている³⁷。この ICC と UNAFEI の協力合意に基づき、2024 年 9 月 30 日から 10 月 4 日にかけて、共同で証人保護と被害者支援に関する会議が ICC にて行われた³⁸。なお、2025 年 11 月 21 日、茂木敏充外務大臣は、閣議において、2026 年末に行われる ICC 裁判官選挙の候補者として、山内由光法務省法務総合研究所国際連合協力部長兼国際司法協力担当大使を指名する旨の説明を行い、了承を得た³⁹。

5-2-2. 大学連携と地域的アカデミックネットワークの設置

連携という側面では、ICC と大学との連携の加速化と制度化も、この時期の一つの特徴として挙げられる。特に、アジア太平洋地域においては ICC 締約国の少なさや、ICC 内において同地域出身の職員が依然として少ないという過小代表 (under-representation) の問題への対応から、ICC は同地域における働きかけを 2018 年より本格的に始めている⁴⁰。この文脈から、ICC は 2019 年以降、同地域の大学との学術交流協定の締結を開始している。

日本においては同志社大学法学部・法学研究科 (2019 年)、京都大学法学部・法学研究科 (2020 年)、慶應義塾大学 (2024 年)、一橋大学、宇都宮大学国際学部 (共に 2025 年) との間で協定が締結されている

³⁷ 国連アジア極東犯罪防止研修所 (UNAFEI)、「当研修所の概要」

<<https://www.unafei.or.jp/about/yakuwari.html>> (accessed 22 December 2025).

³⁸ ICC, “International Criminal Court holds a Conference on Victim and Witness protection and support,” 7 October 2024, <<https://www.icc-cpi.int/news/international-criminal-court-holds-conference-victim-and-witness-protection-and-support>> (accessed 24 December 2025).

³⁹ 外務省、「国際刑事裁判所裁判官選挙への山内法務省法務総合研究所国際連合研修協力部長兼国際司法協力担当大使の候補者指名」(2025 年 11 月 21 日)

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/pressit_000001_02987.html> (accessed 24 December 2025).

⁴⁰ ICC, “ICC holds Kick-off Event for the Asia-Pacific Forum of The Hague,” 13 July 2018, <<https://www.icc-cpi.int/news/icc-holds-kick-event-asia-pacific-forum-hague>> (accessed 25 December 2025).

41。この協定は、締結大学からインターンおよび客員専門家を受け入れることにより、潜在的な職員候補を増やすという人材育成の側面もあるが、近年はそれに加え、地域政治を専門とする協定大学の教員により、ICCの活動対象地域の政治分析などに対する協力もなされている。なお後者の文脈では、協定校ではないものの、東京外国語大学とICC書記局との連携も過去に見られた。

さらに、現在ではこの協定をもとに学術ネットワークを構築する動きがある。国際刑事法分野をはじめとして、ICCに関連する分野においてアジア太平洋地域の学術交流を一層促進することを目的として、2025年11月27日から28日にかけて、日本・韓国・モンゴルの10の学術協定校が一堂に会し、「第1回アジア太平洋学術フォーラム」がICCおよび慶應義塾大学の共催により開催された。同フォーラムでは、学術ネットワークの構築ならびにそのための、国別・地域別のフォーカルポイントを設置することが合意され、日本およびアジア太平洋地域のフォーカルポイントとして、慶應義塾大学のフィリップ・オステン教授が任命された⁴²。

今後は、この学術ネットワークを活用しつつ、協定大学を核としながらも協定大学の枠に限定されない形で、アジア太平洋地域における共同研究や学術交流が促進されることが期待される。さらに、協定大学の中には、ICC非加盟国の大学との交流・連携を模索している例もあり、こうした学術ネットワークの展開によって、各大学の研究や取り組みの可視化が進むのみならず、アジア太平洋地域におけるローマ規程の普遍性にも寄与する可能性も有していると考えられる。

⁴¹ 同様の協定は、**2021**年に、梨花女子大学、ソウル国立大学、モンゴル国立大学、**2021**年に高麗大学、**2025**年に延世大学との間で締結されている。

⁴²ICC, “ICC and Keio University hold Inaugural Asia-Pacific Academic Forum in Tokyo,” 28 November 2025, <<https://www.icc-cpi.int/news/icc-and-keio-university-hold-inaugural-asia-pacific-academic-forum-tokyo>> (accessed 25 December 2025).

5-2-3. ICCの独立性に対する市民社会・弁護士会の呼びかけと日本政府の反応

他方、アメリカによる ICC に対する制裁が現実味を帯びた 2024 年 5 月以降、日本において ICC に関連する市民社会の動きが再び活発化している。ヒューマン・ライツ・ウォッチ（HRW）およびヒューマンライツ・ナウ（HRN）の 2 団体がまとめ役となり、2024 年 5 月 30 日、「ICC の独立性を守るために日本政府に行動を求める NGO 共同書簡」が取りまとめられ、国内 32 団体の賛同を得て、上川外務大臣宛てに発出された。2025 年 4 月 23 日には、同じく両団体の主導のもと、25 団体が参加するかたちで、「国際刑事裁判所に対する支持の要請 NGO 共同書簡」が取りまとめられ、岩屋毅外務大臣宛てに提出された。同書簡では、①ICC のマンデートを支持し、逮捕状の執行を含む ICC への協力義務を順守すること、②ICC のマンデートを損なうあらゆる試みを公に非難するとともに、米国に対して大統領令による制裁の撤回を求めること、③制裁を含むあらゆる強制措置の影響から、ICC 本体およびその職員、ならびに ICC への協力者を保護するための具体的措置を講じること、の三点が要請された⁴³。

さらに、2025 年 10 月 9 日には HRW・HRN が主催し、ピースボートが共催となり、「米・トランプ政権による ICC 制裁に関する NGO 共同院内集会」が衆議院の第二議員会館にて開催された。同院内集会は超党派人道外交議員連盟、ミャンマーの民主化を支援する議員連盟、人権外交を超党派で考える議員連盟といった複数の議員連盟の後援・協力を受けており、国際刑事法分野の学者も巻き込む形で日本政府に求められる役割について議論を行った⁴⁴。

⁴³ ヒューマン・ライツ・ウォッチ、「ICC の独立性を守るために日本政府に行動を求める NGO 書簡」（2024 年 5 月 30 日）、「国際刑事裁判所に対する支持の要請 NGO 共同書簡」（2025 年 4 月 23 日）
<<https://www.hrw.org/ja/topic/international-justice>> (accessed 25 December 2025).

⁴⁴ ヒューマン・ライツ・ウォッチ、「【10/9（木）院内学習会】米・トランプ政権による国際刑事裁判所（ICC）制裁に関する NGO 共同院内学習会 一日本政府に求められる役割とは」（2025 年 9 月 21 日）

また、2025年3月、国際刑事裁判所（ICC）の独立性をめぐり、大阪弁護士会や愛知県弁護士会が ICC 支持を表明するとともに、同月には日本弁護士連合会も ICC の独立性を支持する会長声明を発売した。これに連なり、東京、埼玉、沖縄、仙台、札幌、徳島、鳥取、鹿児島、京都、金沢、三重、兵庫など各地の弁護士会が相次いで、ICC の独立性・公正性を尊重し、政治的圧力や妨害に反対して国際社会における法の支配の貫徹を求める声明を発売した⁴⁵。

なお、日本政府においては、2025年に6月5日岩屋外務大臣は、ICC 職員に対する制裁措置に言及する形で「我が国からは赤根智子氏を所長として送り出している、この ICC を一貫して支持しております。ICC がこれからも独立性を維持し、安全を確保しながら、その活動を全うできることが重要だと考えております。このような観点から、御指摘の米国による対 ICC 制裁につきましては、これまでも様々なレベルで米側に働きかけを行ってまいりました。私からも、ルビオ国務長官に直接問題提起をしたところ」と述べた⁴⁶。さらに、2025年12月2日、ハーグで行われた第24回締約国会議において、南博・駐オランダ日本国特命全権大使は「日本は、国際刑事裁判所がその役割および機能を十分に果たすことができるよう、同裁判所の独立性および安全の確保を最優先事項としている。この点に関し、近時の動向により裁判所が直面している深刻な困難について、我が国は懸念を共有する。日本は、裁判所の継続的な運営が可能となるよう、今後もあら

<<https://www.hrw.org/ja/support-us/event/us-sanctions-targeting-the-international-criminal-court-and-those-supporting-its>> (accessed 25 December 2025).

⁴⁵ 日本弁護士連合会、「国際刑事裁判所の独立性を堅持し、法の支配の貫徹を求める会長声明」（2025年3月27日）<https://www.nichibenren.or.jp/document/statement/year/2025/250327_2.html> (accessed 25 December 2025).

⁴⁶ 外務省、「岩屋大臣記者会見記録」（2025年6月6日）<https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/kaiken/kaikenw_000001_00144.html> (accessed 25 December 2025).

ゆる努力を尽くしていく」と強調した⁴⁷。以上のように一貫した形で、ICC に対する支持と支援を強調している。

5-3 多層化する国内主体とその含意

このように、2019 年以降の ICC を取り巻く活動環境の変化は、日本における ICC の関与の在り方にも質的な転換をもたらしている。ICC の活動対象地域の拡大、外部アクターとの連携、そして政治的圧力や干渉の顕在化といった文脈の中で、日本国内では、政府、議員連盟、大学、市民社会組織、弁護士会といった多様な主体が、それぞれ異なる立場から相互に連動しながら ICC を支える状況が形成されつつある。

この点に関して、ICC をめぐる国際的動向を継続的に報道してきた日本のメディアの存在は、ICC に関する認知の拡大および議論の可視化を通じて、こうした関与の多層化を下支えしてきたと評価できる。とりわけ、2022 年 3 月におけるウクライナ情勢を受けた ICC の捜査開始と、2024 年 3 月の赤根智子判事の ICC 所長就任という二つの契機を通じて、日本の映像・活字メディアにおける ICC への関心は顕著に高まった。その結果、ICC の活動に関する日本語情報が、研究者に限定されない平易な言語で発信される機会が増加し、日本社会における ICC の認知度も大きく向上した。この過程を通じて、従来、伝統的に ICC に関心を有してきた限定的な層を超えて、ICC に関与するアクターが多層化したと捉えることは可能である。

加えて、弁護士会、日本の市民社会組織および議員連盟による近年の動きは、国際的なネットワークである CICC や PGA の活動に必ずしも連動したものではないという点で、日本の ICC ローマ規程加入前後の

⁴⁷ “Statement by H.E. Mr. MINAMI Hiroshi Ambassador Extraordinary and Plenipotentiary of Japan At the Twenty-Fourth Session of the Assembly of States Parties to the Rome Statute of the International Criminal Court (ICC),” 2 December 2025, <https://asp.icc-cpi.int/sites/default/files/asp_docs/ASP24-GD-JPN-2-12-ENG.pdf>(accessed 25 December 2025).

状況とは区別することは可能である。もちろん CICC や傘下の国際 NGO においても ICC に対する米国の制裁に反対する声明が 2025 年 1 月以降、複数発出されているが、これらの声明に対して日本の市民社会の参加や明確な連動性といったものは確認できていない（ニューヨークに本部がある HRW は参加）⁴⁸。先にみたような日本の NGO による共同書簡、声明発出、院内集会といった活動は、多くの日本国内の NGO を巻き込んでおり、国際的キャンペーンの国内展開というよりも、ICC をめぐる状況を踏まえた上で、国内的な問題意識に基づいて形成された日本（現地）発の取り組みとして位置づけることも出来るであろう。

さらに、ICC と UNAFEI との連携、およびアジア太平洋地域における学術ネットワークの構築といった状況は、日本が、アジア太平洋地域において、国際刑事法および ICC 関連分野における教育・研究・研修拠点となる潜在性が大きいことを意味する。この点、国際法の分野では、すでに外務省は 2023 年より毎年、日本弁護士連合会、国際法学会、法務省と共催で、また国連大学、AALCO の共催を受け、「東京国際法セミナー」を開講し、アジア・アフリカ諸国の行政官などの参加を得ている。また同セミナーにおける国際刑事法・ICC の講義では赤根智子 ICC 所長が 2024 年に、ICC の時期裁判官候補である山内由光 UNAFEI 所長が 2025 年に担当してきた⁴⁹。こうした取組は、国際刑事法分野における教育・研究・研修という異なる機能が、複数の主体を通じて緩やかに接続されつつある現状を示しており、継続的な協力関係へと発展する可能性をも内包している。

⁴⁸ The Coalition for the International Criminal Court (CICC), “Oppose Sanctions Against the International Criminal Court, Safeguard Victims’ Access to Justice” (14 January 2025); “Save the International Criminal Court and the rule of law” (23 September 2025), <<https://www.coalitionfortheicc.org/latest/all-news>> (accessed on 27 December 2025).

⁴⁹ 外務省、「東京国際法セミナー」（2025 年 9 月 25 日） <https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/shihai/pagew_000001_00499.html> (accessed on 27 December 2025).

6. おわりに

本稿は、日本における ICC の関与を、ローマ規程採択前後から現在にいたるまでの四つの時期に区分し、それぞれの時代においていかなる国内アクターが、いかなる立場に基づき ICC に関与してきたのかを整理・分析してきた。第 1 期（ローマ規程採択まで）においては、日本政府が、外務省・法務省および国際法学者との連携のもと交渉の当事者として、ICC 設立に関与していった。この時期においては ICC に関する日本の市民社会の動きが CICC と連動する形で小規模であるが誕生していった時期であった。

第 2 期（ローマ規程採択後から日本加入までの期間）においては、日本政府が慎重姿勢を維持する中、国際的には CICC に所属する組織が ICC 加盟促進に向けて集中的に、アドボカシーを行った時期でもあった。国内においては、世界連邦運動および PGA の活動に呼応し、超党派の国会議員連盟、日弁連、市民社会といった主体が、加盟促進を目的とするアドボカシーの担い手として前景化した。この時期の関与は、政府の意思決定を国内から後押しする形で展開され、最終的に 2007 年の日本のローマ規程加入へと結実した。

第 3（ローマ規程加入後から 2018 年頃まで）は、日本が締約国として ICC の制度的安定に貢献する段階であり、最大財政拠出国としての役割、裁判官や被害者信託基金理事長の輩出、アジア地域における普遍化努力、人材育成といった、政府主導の制度貢献が中心となった。他方で、加盟という主要目標の達成により、市民社会の動きは相対的に収束し、日本における ICC 関与は、国家主体に収斂されていく。

これに対し、第 4 期（2019 年以降）は、ICC の活動環境の急激な変化を背景として、日本の ICC 関与の在り方が質的に転換した時期として位置づけられる。活動対象地域の拡大、外部アクターとの連携の制度化、そして ICC に対する政治的圧力や干渉の顕在化に直面する中で、政府による外交的・財政的支援に加え、議

員連盟、大学、市民社会組織、弁護士会、さらにはメディアといった多様な主体が、それぞれ異なる立場と論理に基づきながら、相互に連動する形で ICC の独立性と機能を支えるような構造が形成されつつあることを指摘した。そしてこうした構造は、国内的な問題意識に基づいて形成された日本（現地）発の取り組みとして位置づけることも出来ると指摘した。

もともと、こうした多層的な関与構造が一時的な動きにとどまらず、国際刑事司法制度を実質的に支える力として機能し続けるためには、その持続性が何よりも重要である。その点において、日本政府が、ローマ規程採択前後の交渉期から ICC 加盟促進期、加盟後の制度的貢献期、そして 2019 年以降の局面に至るまで、一貫して法の支配の理念および ICC を支持し続けてきたことの意義は大きい。今後、ICC が引き続き厳しい「国際政治の荒波」の中でその役割を遂行していくためには、こうした日本政府の継続的かつ予見可能な支援が不可欠であり、その積み重ねこそが、国際社会における法の支配という「大象」を支える国内基盤の持続性を担保するものとなる。